

性別による差別、仕事を続けながら妊娠・出産・育児を迎えること
の不安や悩みなどを抱えながら、毎日を過ごしていらっしゃいませんか。

次のようなことがありましたら、お気軽に相談してください。



育休を取
ったら解
雇された。

産休や育休から復職
する際に、新しい人を
採用したから、貴方の
仕事はないから退職
(自宅待機)して欲し
いと会社から言われ
た。

切迫流産で休
業していたら、
「職場にどれだ
け迷惑をかける
の」と言われた。

女性である
ことを理由に
責任ある仕事
を担当させて
もらえない

パートや契
約社員は産休
や育休が取れ
ますか？

職場でセ
クハラを受
けて困って
いる。

妊婦健診
のために会
社を休みた
いのですが
……

子供がいる
ことを理由に
仕事内容や勤
務場所を変え
られた。

産休や育
休について
知りたい。

育児のために短
時間勤務制度を利
用したいと申し出
たところ、正社員で
はなく、パートにな
るように言われた。

職場での性差別、妊娠・出産、育休、 パートタイム労働の相談窓口

0 5 8 - 2 4 5 - 1 5 5 0

月～金(祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

相談は無料、秘密は厳守。匿名での相談も可。



厚生労働省

岐阜労働局 雇用均等室

岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

電話 058-245-1550

雇用均等室では、職場での性別による差別、セクシュアルハラスメン
ト、育児・介護休業等制度、パートタイム労働について相談を受けてい
ます。また、職場での性別による差別、妊娠・出産を理由とした不利益
取扱いなど法違反が疑われる場合は、無料でトラブル解決のお手伝いも
行っています。

